

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-060 改 54(回 1)
提出年月日	令和 2 年 7 月 9 日

令和2年7月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（重大事故等対処設備：第43条）

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成26年11月13日	大型航空機落下による大規模損壊等を想定した場合の可搬型設備 接続箇所の位置的分散について説明すること。（大規模損壊での課 題）	本日回答	可搬型重大事故等対処設備のうち，原子炉建物の外から水又は電 力を供給するものの接続口は，設置許可基準規則第43条第 3 項 第 3 号の要求に，共通要因によって接続することができなくなることを 防止するため，それぞれ互いに異なる複数の箇所に設けることとしてい る。なお，大型航空機の衝突により，原子炉建物外壁面の接続口 に接続できなくなることを想定し，原子炉建物外壁面以外にも接続 口を設けることとしている。 (EP-060(補)改54 P共5-2, EP-061改54 (説 2) 21,22)